

東京都の学校コードに係る付番方針について

「学校コードの取り扱いについて」に基づき、新たに学校コードを付与する際の付番方針を以下のとおり定める。

1. 学校番号の構造

学校コードの構成要素である学校番号（全7桁）の付番について、以下の通り各桁の番号を扱うこととする。

（第1桁から第3桁までの3桁の番号）

学校が所在する市町村を区別する番号として用いることとし、当該番号には、全国地方公共団体コードにおいて定められた市区町村コードを準用する。

ただし、公立学校のうち、都立の学校については市区町村を跨ぐことから「999」など区市町村コードに存在しない3桁の番号を用いることとする。

（第4桁、第5桁、第6桁及び第7桁）

第3桁までにより区分される市町村の域内の学校について、学校種ごと及び設置区分ごとに、0001から順に付番する。

詳細は別紙「東京都の学校コードにおける学校番号の付番構造」参照

2. 学校コードの付与

学校コードについては、「学校コードの取り扱いについて」に基づき、本付番方針に従い付番した学校番号を基礎として文部科学省において付与するものを用いる。

3. 学校コードの変更

学校コードは、一旦付与した後は変更しないことが基本であるが、例外として、

- ① 学校番号以外の学校コードを構成する要素（学校種、都道府県番号、設置区分）に変更が生じた場合、
 - ② その他、学校コードを運用する上で①に準ずる真にやむを得ない事由が生じた場合、
- に該当する場合であり、学校コードを変更する必要があると思慮するときには、文部科学省に対し、学校コードの変更の必要性について申し出ることとする。

東京都の学校コードにおける学校番号の付番構造

1 公立学校(幼保連携型認定こども園及び専修学校を除く)

○ 第1桁から第3桁

設置者の市区町村コード (101千代田区、102中央区、… 421小笠原村 ※都立は999を想定)

○ 第4桁から第7桁

学校種	付番構造	R2年度学校数(参考)
幼稚園	公立学校統計調査番号(※) と同じ並びになるように0001から付番	区市立 168園
小学校	公立学校統計調査番号と同じ並びになるように0001から付番	区市町村立 1,267校 ※令和4年度から都立1校
中学校	公立学校統計調査番号と同じ並びになるように0001から付番	区市町村立 604校 都立 5校
義務教育学校	公立学校統計調査番号と同じ並びになるように0001から付番	区市立 7校
高等学校	最初の2桁を旧学区で付番(例: 第1学区→01、第14学区→14) 残りの2桁は、公立学校統計調査番号と同じ並びになるように01から付番	都立 185校
中等教育学校	公立学校統計調査番号と同じ並びになるように0001から付番	区立 1校 都立 5校
特別支援学校	最初の1桁を障害種別で付番 (1: 視覚障害、2: 聴覚、3: 肢体不自由、4: 知的障害、5: 病弱) 残りの3桁は、公立学校統計調査番号と同じ並びになるように001から付番	区立 5校 都立 57校

※公立学校統計調査番号: 東京都教育委員会で独自に付番している6桁の番号

2 上記以外の学校

○ 第1桁から第3桁

付番する時点で所在する市区町村の市区町村コード (101千代田区、102中央区、… 421小笠原村)

○ 第4桁から第7桁

市区町村ごとに現行の学校調査番号順に並べ、0001から付番
